

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十二号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第四条第二項の規定により定める」を削る。

第三条中「施設の床面（畳等にあつては、その面）における照度が当該各号に掲げる」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 採光及び照明の設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。
- 二 採光及び照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

第五条第一号イ中「毎日一回以上」を「定期的に」に改め、同条第二号中「フロント」を削り、「毎日一回以上」を「定期的に」に改める。

第六条中「ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては三、五平方メートルにつき一人、簡易宿所営業にあつては一、五平方メートルにつき一人を基準」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、客室の床面積三・五平方メートルにつき一人を基準とする。

二 簡易宿所営業（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人以上としたものに限る。）にあつては、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の面積一・五平方メートルにつき一人を基準とする。

第九条を削る。

第十条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第一条第二項第十号」を「旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、第二号を削り、同条第三号中「特定用途鏡」を「横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すための鏡（以下この号及び次条第二号において「特定用途鏡」という。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備」を「玄関帳場を設置する場合」に改め、同号口中「宿泊手続」を「宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第九号ハ中

「電磁的方法」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条第六号ハにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条を第九条とする。

第十一条中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同条を第十条とする。

第十二条中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第十一条とする。

第十三条中「第九条第三号、第四号ニ、第五号及び第十号、第十条第三号、第四号ニ、第五号及び第九号並びに第十一条第五号、第六号ニ、第七号及び第十一号」を「第九条第二号、第三号ハ及び第七号並びに第十条第二号及び第六号」に改め、同条第一号ハ中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。